山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定により山梨県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

一　選挙の期日　令和八年十一月十五日

二　選挙すべき議員の数　甲府市選挙区　二人